

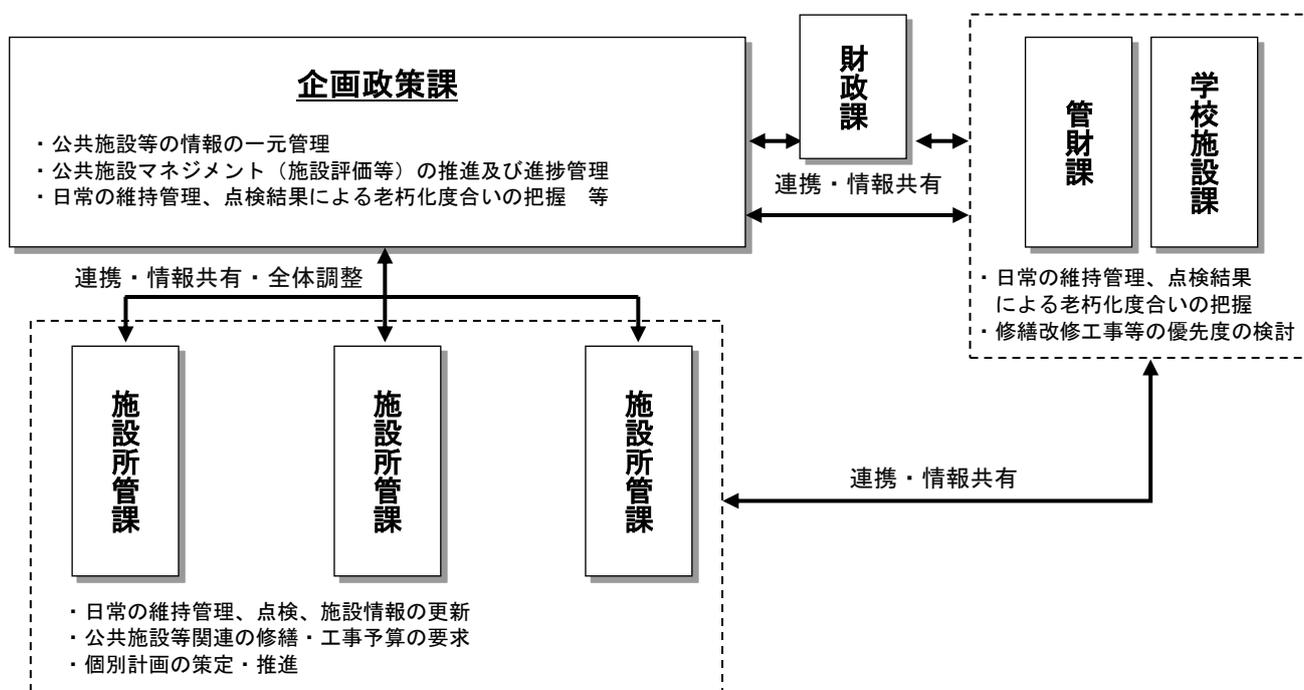
第5章 推進体制と進行管理

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまで、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握による推進をしてきましたが、今後は、本計画に基づく取組を庁内横断的に推進するため、公共施設等の情報の一元管理や施設評価の実施、方針の改訂や目標の見直しなどを継続的に行うための全庁的な取組体制を構築します。また、全庁的な体制にて検討した事項は、必要に応じて庁内意思決定機関に諮り、公共施設マネジメントの取組を推進していきます。

図 5-1 庁内体制（イメージ）



(2) 情報管理及び共有の方策

一元的な情報データベースを活用して、各施設の所管課から維持管理費用や利用状況、修繕履歴や建替え等に関する情報を集約し、常に最新の状態に保ちながら庁内での情報共有を図ります。

データから施設の利用状況・修繕履歴や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の個別計画（長寿命化計画等）の策定や所管課の枠を超えた公共施設の再編に向けた検討を行います。

2 フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要となります。

「PLAN（計画）」では上位・関連計画を踏まえるとともに、公共施設等の現況、将来の更新等費用の見通しを把握しながら本計画の策定を行い、「DO（実施）」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の一元管理、施設評価の実施等により公共施設等マネジメントを庁内横断的に実施します。

また、その後も「CHECK（検証）」として、データベースの更新や施設評価手法の検証等を随時行います。

「ACTION（改善）」では、点検・診断や施設評価等の実施体制・手法について課題が見つかった場合には改善を行い、必要に応じて「PLAN（計画）」を見直します。

図 5-2 フォローアップの実施（イメージ）

